

## ITU 選手合意書

選手（以下に定義）は、ITU がトライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロンおよび関連するマルチスポーツ競技を世界規模で統括する唯一の運営組織であり、ITU は IOC 及び IPC によって承認され、ASOIF とスポーツアコードのメンバーであることを認め、2018 年シーズンの ITU イベントに参加するにあたっては、次の諸条件を了承することが前提となることを選手は理解し、承諾する。

1. **ITU 規則:** 選手は、国内競技団体および ITU ウェブサイト: [www.triathlon.org](http://www.triathlon.org) を通じて ITU 規則を見ることができ、内容について心得ていることを確認する。選手は、本合意書に署名することで、ITU 規則（ITU アンチ・ドーピング規則、ITU 憲章、ITU 競技規則を含み、付則である ITU ユニフォーム規則、ITU イベント開催者マニュアルその他すべての ITU 規則、スポーツ競技の不正操作に対する IOC 規程を含む）や時折発行・施行される規定やガイドラインについて認識し、遵守することに同意していると思なされることについて承知する。但し、ITU 規則については、選手が出場するイベント開催の遅くとも 30 日前までに [www.triathlon.org](http://www.triathlon.org) に掲載されていることを条件とする。
2. **アンチ・ドーピング規則:** 選手は世界アンチ・ドーピング規程及び ITU アンチ・ドーピング規則を遵守することに同意する。
  - 2.1. **選手の居場所情報:** 選手は、WADA ウェブサイトのデータベース（ADAMS）または ITU が承認するその他の方法により、最新の居場所情報を掲載・更新することに同意する。
  - 2.2. **治療使用特例 (TUE):** 選手は治療使用特例(TUE)に該当すれば、ITU を通じて専用フォームで申請することができる。
  - 2.3. **アンチ・ドーピング・コントロールの結果:** 選手は、加盟している NF が選手のアンチ・ドーピング結果を ITU に報告する責任があることを認識している。
3. **ITU の義務:** 選手は、ITU 規則に従って競技を準備する義務が ITU にはあり、ITU が競技に参加する選手に対し安全な FOP を提供する努力を最大限行っていると同時に、ITU イベントは場所によって異なる課題が存在する屋外環境で実施されることを認識する。ITU または LOC には、ITU 競技規則及び現地の法制度に従い、発表された ITU イベントの賞金を支払う義務がある。
4. **ITU の所有物:** ITU イベントは ITU の独占的所有物であり、イベントのために選手から提供されたデータを制限なく活用し、放送し、再利用する権利を含め、関連するすべての権限を ITU がもつことを選手は了承する。選手は、撮影機材の所有者が誰でもあるにかかわらず、FOP の範囲内で撮影された写真・動画を問わずあらゆるタイプのデジタルメディア媒体がこれらの権利に含まれることを了承する。ITU は、ITU イベント

ントにエントリーするどの選手のデータもすべて利用することができる。ITU イベントまたはそのイベントへのリンクを基に作成される結果を含む全てのデータは ITU の独占的所有物であり、ITU が商業的に利用することができる。

5. **出場資格:** 選手は、ITU その他の規定により ITU イベントに選抜または出場資格なしと宣告される恐れがあるようないかなる行為または不作為にも無縁であることを宣言する。

6. **ITU メディア:** 選手は、無理のない範囲で ITU ウェブサイト [www.triathlon.org](http://www.triathlon.org) の選手プロフィールを定期的に更新することに同意する。選手は、ITU メディアと相互に同意したレース前のメディア活動に参加することに同意する。各 ITU イベントのレースから少なくとも 1 週間前までに ITU によって要請があったもので、長さは最低 1 時間で、その活動内容は、レース前インタビュー、記者会見、独占取材または広報用撮影その他のメディア関係活動を含むがそれだけに限定されない。レースの結果、表彰台に乗るか、ITU イベント終了時にシリーズをリードしている場合、選手はレース後インタビューまたは記者会見に出席することに同意する。

## 7. 知的財産:

7.1. 選手は、(世界中のどのメディアであっても、その方法論を問わず、期間を限定せず)国際メディア報道およびトライアスロンというスポーツの振興を目的とした ITU イベントの最中の動画撮影、放送、写真撮影、本人だと確認されること、インタビューその他の方法で記録されることを承諾する。ITU は、そうした素材を(クレジット等の)透かし入りで選手と共有することで、選手は自身のソーシャルメディアのプラットフォームでも使用できるようにする。選手は、透かし(watermark)を変更したり取り除くことはできない。選手に共有される素材は、宣伝目的に限定され、商業利用はできない。

7.2. 選手は、そうした記録物のあらゆる権利を期間設定なしの完全な所有権の保証付きで ITU に与える。選手は、撮影された自身の画像や写真、動画(または他の方式による自身の肖像)が以下によって使用されることを明確に承諾する:

- a) ITU イベントや競技を宣伝する目的での ITU や LOC による使用
- b) ITU または ITU イベントのオフィシャル・スポンサーやその他の商業パートナーが、宣伝活動を行ったり ITU イベントとのオフィシャルな関係性を世界中に向けて無料で宣伝する目的で使用すること。但し、そうしたスポンサー/商業パートナーによる使用の際には、選手の画像、氏名または似顔絵は:
  - ITU イベントに参加時に撮影・記録された選手の画像に限る
  - スポンサーの製品やサービスに選手が賛同する性質のものではないこと
  - 選手の画像は最低 4 人以上グループ(選手自身を含む)/モンタージュ写真

を常に使い、フィニッシュラインでの画像を除き、グループの中で一人の選手が他の選手より際立っていない様子で紹介する、さらには

- 選手画像は、スポンサーのロゴその他のブランディングを含め、どのような形・形式にも変更を加えてはならない

7.3. 加えて選手は、ITU や ITU イベント、関連した商品や出版物に自身の画像、氏名、似顔絵が使用及び複製されることを承諾する。衣服や出版物に関しては、その商品が常に ITU イベントに主として関係するものであり、選手個人に関係したものでないことを条件とする。しかしながら、ITU は、コンピューターゲーム会社とはいかなる目的であろうとも、そのプロジェクトに含まれる全ての選手（選手本人も含む）の書面による許可がない限り、議論（交渉）を始めることはない。

7.4. 選手は、ITU イベントで他の選手と競技中のものも含め、ITU イベント時に自身（または代理人）が撮影したすべての写真及び動画は、事前に ITU の書面による同意を得ていない限り、選手の個人的かつ非商業目的の使用に限ることに同意する。さらに、選手は、どのような状況下にあっても、ITU イベント期間中にジャーナリストとしても、その他どのようなメディア媒体を通じても活動することはできず、ITU イベント中に ITU の許可なしにウェブサイトやブログにコメントや文章、写真を上げることができないことに同意する。これには、フェイスブック、ツイッター、個人的なブログ・ウェブサイトあるいは今後作られるかもしれないその他の個人的なソーシャルメディア等、選手自身の個人的なソーシャルメディアアカウントに文章を書いたり上げたりすることは含まれない。

8. **ITU との提携に関する制限:** 選手は、選手自身の名前、サイン、写真、似顔絵、評判、イメージやアイデンティティーを利用・活用するいかなる権利も付与できない。また、事前に書面での ITU による許可なしに、スポンサーシップを暗示したり、ITU が実施するイベントまたは ITU 関連イベントとの提携を承認するような、いかなる貿易・商業取引にかかわる製品やサービスをも支持することはできない。

9. **責任:** 選手は、ITU、ホストである NF、LOC 及びその構成員、ディレクター、スタッフ、雇用者、ボランティア、パートナー、スポンサー、契約者、代理店のみならず、ITU イベントに参加または関係する組織や個人の、あらゆる責任を免除することに同意する。但し、重大な過失、故意の不法行為、ITU イベントまたは関連の公式練習に参加したことによる損失、怪我、損害、費用が発生した場合は除く。

10. **怪我／所有物の喪失:**

10.1. 選手は、競技に参加または観戦することで永久麻痺や死亡を含む自身への深刻な怪我のリスクが生じる場合があることを承知し、了承する。

10.2. 選手は、そうしたリスクを起し得るものとして自ら認識し、承知し、引き受け

る。そして、ITU および ITU の提携先に対し、選手が身体的に良い状態にあり、永久麻痺や死亡を含む深刻な怪我の恐れなく ITU イベントで（練習を含め）競技することができることを保証する。

10.3. 選手は、ITU 及び ITU の提携先、スポンサー、イベントスポンサー、イベント主催者及びその役員スタッフの過失によって死亡または怪我が生じた場合を除き、これらの組織、関係者のあらゆる責任を免除する。

10.4. さらに、選手は ITU イベントに持参するすべての所有物に責任を持つことに同意し、ITU、ホストである NF、LOC、ITU の提携先、スポンサー、イベントスポンサー、イベント主催者およびその構成員、役員、スタッフ、雇用者、ボランティア、契約者および代理店は、そうした所有物の損失や損害に対して責任を負わないことを承諾する。

10.5. 選手は、旅行保険や医療保険といった制約なしに、ITU イベントへの参加に関連した保険に加入する義務が ITU にはなく、すべての保険加入は選手の責任であることを認識し、了承する。

10.6. ITU は、LOC とともに、アスリートラウンジやトランジションエリアにおける選手の所有物の保護に誠実に努める。

11. **論争**： 選手は、ITU の規則に起因する論争のうち既存の ITU 競技規則にある不服申し立て手続きでは解決できない問題については、通常裁判に頼る場合を除き、スポーツ調停裁判所（CAS）によって最終的に解決されることに同意する。本合意書及びこうした論争の解釈の際に適用される法律はスイス連邦ヴォー州のものとする。

### ITU 選手合意書

私、 \_\_\_\_\_ (大文字の活字体で名前を記入) (「選手」) は、  
本合意書および次の ITU ウェブサイトのリンク  
[https://www.triathlon.org/about/downloads/category/athletes\\_agreement](https://www.triathlon.org/about/downloads/category/athletes_agreement)  
に記載された諸条件を読み、理解したことを認めます。

私は本合意書に記載された諸条件を了承し、従うことに同意します。

---

(選手サイン)

---

(日付)